

リデュース・リユースに関する取組状況

【リデュースの推進について】

1. 容器包装の使用状況
2. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づくリデュースの取組状況
3. リデュース製品の推奨に係る取組事例
4. 諸外国における商品製造段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況
5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置
6. 小売業界における取組状況
7. 自治体におけるレジ袋削減に係る取組状況
8. 諸外国における小売段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況
9. 国と事業者の協定等締結事例
10. 容器包装リサイクル法と食品リサイクル法の発生抑制措置の比較
11. 食品リサイクル法における制度(判断基準関係)
12. 3R行動見える化ツール
13. 容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)制度
14. 地域においてリデュースに関して関係主体が連携・協働して取り組む事例
15. ごみの収集手数料の状況

【リユースの推進について】

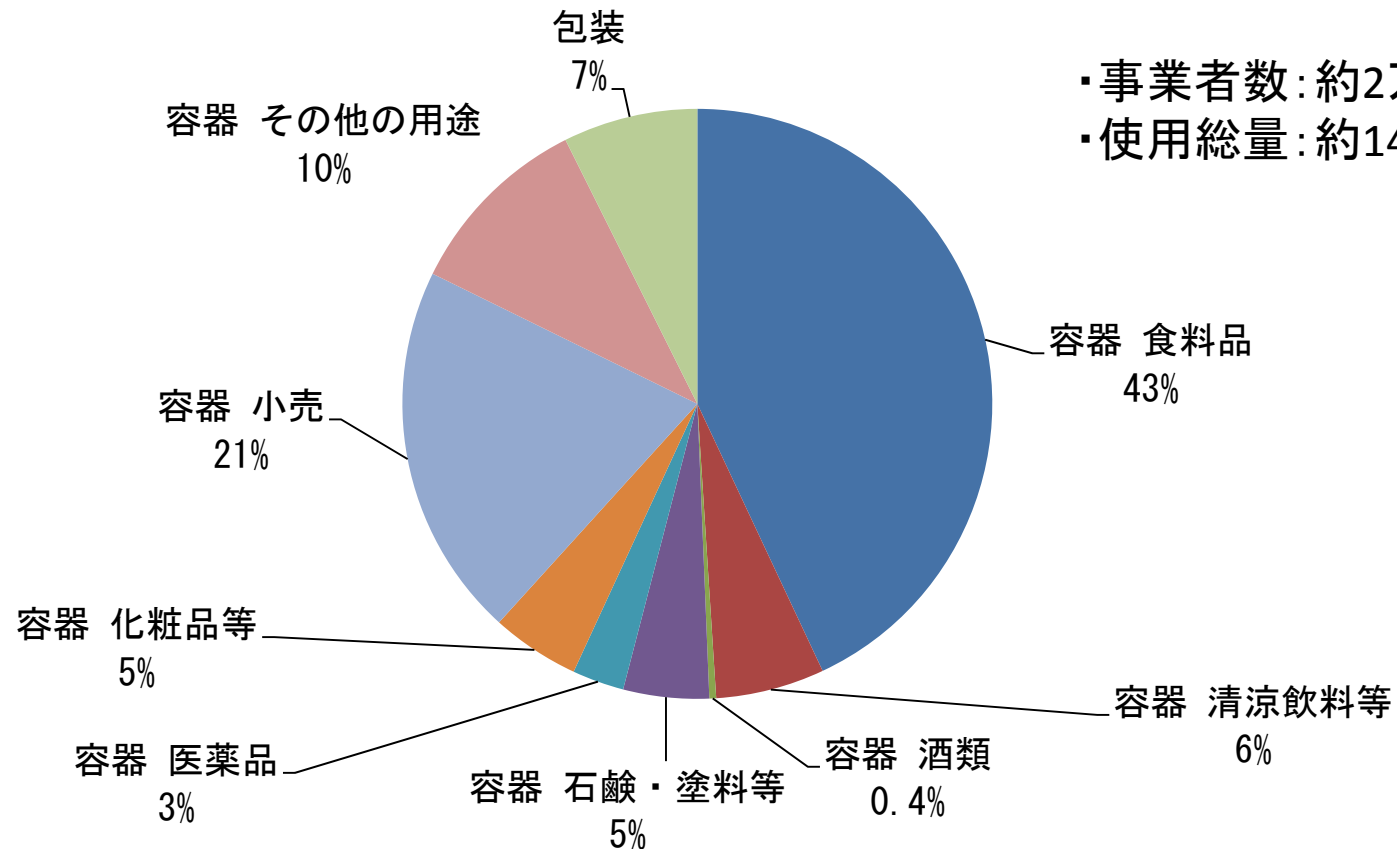
1. リユース(リターナブル)・ワンウェイびん使用量推移
2. リユースびん利用促進に係る取組事例
3. 自主回収認定の状況
4. グリーン購入法基本方針(リユース容器関係部分)
5. 学乳びん利用状況
6. イベント等におけるリユース食器等の導入促進事例

【リデュースの推進について】

1. 容器包装の使用状況

- 容器包装リサイクル法の対象となっている商品の容器包装の使用量は、例えばプラスチック製容器包装では、食料品製造業用途等の中身商品の製造段階で付される容器包装は全体の約72～79%、消費者に商品を販売する段階で付される小売用途の容器包装は全体の21～28%となっている。

特定事業者のプラスチック製容器包装の使用量の用途別内訳
(平成25年度申込みデータ=平成23年度実績又は24年度実績)



2. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づくリデュースの取組状況①

■概要

素材	2015年度目標 (2004年度比)(※1)	2012年度 実績	2006年度から の累計削減量	備考
ガラスびん	1本当たりの平均重量で 2.8%の軽量化	2.1%	143千トン	
ペットボトル	指定ペットボトル全体で15% の軽量化効果	13.0%	331千トン	2015年度目標を 10%から上方修正
紙製容器包装	総量で11%の削減	9.9%	711千トン	2015年度目標を8% から上方修正
プラスチック製 容器包装	削減率で13%	11.5%	58千トン	
スチール缶	1缶当たりの平均重量で5% の軽量化	4.9%	115千トン	2015年度目標を4% から上方修正
アルミ缶	1缶当たりの平均重量で3% の軽量化	3.8%	53千トン	
飲料用紙容器 (※2)	牛乳用500ml紙パックで3% の軽量化	1.0%	165トン	
段ボール	1m ² 当たりの平均重量で5% の軽量化	3.6%	985千トン	2015年度目標を 1.5%から上方修正


(※1) 各団体の目標値については、必要に応じて見直しを検討する。

(※2) 2005年度比。紙パック原紙の仕様レベルで比較。

(出所) 3R推進団体連絡会 第二次自主行動計画
2013年フォローアップ報告 (2012年度実績)


2. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づくリデュースの取組状況②

■食品事業者における環境配慮設計の取組事例

	味の素(株)	サントリーグループ
取組概要	2015年度までの「味の素(株)容器包装3R推進計画(第2次)」(2011-2015年度計画)を策定し、取り組みを推進。Reduceの数値目標に加え、「ムダを減らした包装」「詰め替えができる包装」「簡単に分別できる包装」「環境負荷の低い包材の採用」を開発目標に掲げ、3Rを推進。	3R(Reduce・Reuse・Recycle)の考え方に基づき、環境に配慮した容器包装を開発。従来取り組んできた方法に加え、再生可能資源の活用など、新たな技術の開発にも積極的に挑戦し、「イノベティブな3R」を推進。
使用している環境配慮の設計の基準	商品を発売する際には「容器包装環境対応アセスメント」の実施が必須条件。アセスメントでは、20年以上にわたり独自の評価基準である「容器包装エコインデックス」を使用。	自主基準として「環境に係る容器包装等設計ガイドライン」を設定。
成果品	 <p>「ほんだし®」120g箱を40g×3袋から60g×2袋に設計変更。包材重量を年間78トン削減。</p>	 <p>「サントリー天然水」2ℓペットボトルを、従来品より6g軽量化、国産2ℓペットボトル初の30g以下の重量を実現。</p>

2. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づくリデュースの取組状況③

■リデュース(軽量化・薄肉化)の具体的事例①

	1回使用量当たりの プラスチック削減率		
衣料用洗剤			45%
柔軟剤			39% 49%
漂白剤			44%
台所用洗剤			38%
子供用オムツ			47%

<p>【事例説明】 新商品を発売するにあたり、詰替用(2回分)を出すことで、使用プラスチック量を減量した。</p>	<p>【効果】 本体ボトルにつめかえて使用することで、使用プラスチック量を約89%削減(詰替用2回分の場合)。 [本体ポンプ付きボトル比較(重量比)]</p>
	

■軽量化について(工夫したところ等)
190gの超軽量びん導入後、さらなる軽量化に、ガラスびんメーカーと共同で挑戦。設計・生産工程・コーティング膜厚・検査工程等に改良を加え、ライン試験・強度評価をくり返し、ついに169g化を達成。

	従来	軽量化後
びんの質量 キャップ・ラベル 中身含まない 1本当たりの重量	190g	169g
びんの高さ	190.3 mm	190.3 mm



<p>事例説明 製造ラインに「隔圧無蓋充填方式」を採用し、容器重量を約33%軽量化した。また、リサイクル材につぶしやすくなった。</p>	<p>効果 500mlボトル1本当たりの重量 ... 27g → 18g 軽量化率 ... 33.3%</p>
<p>軽量化内容</p>  <p>改良 9gの軽量化</p>	

2. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づくリデュースの取組状況④

■リデュース(軽量化・薄肉化)の具体的事例②

<事例説明>

フラップ短縮の形状に見直したことでカートンblankを縮寸した。

効果

カートン重量が17.0g→14.0g
となり約18%削減



【事例説明】

スライドプリスター包装を台紙にシュリンクフィルムを固定した包装に簡素化した。

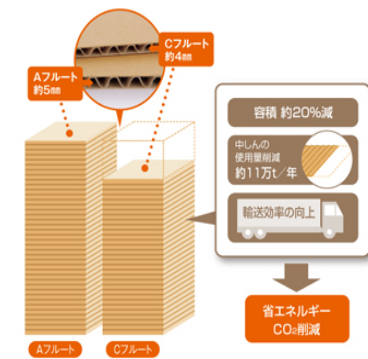
【効果】

- ローション: プリスター7.2g→シュリンクフィルム0.9g
6.3g減 (87.5%削減)
- ミルク: プリスター6.4g→シュリンクフィルム0.6g
5.8g減 (90.6%削減)
- クリーム: プリスター7.0g→シュリンクフィルム0.5g
6.5g減 (92.9%削減)



・Cフルーツ段ボールの推進

Cフルーツ段ボールの特徴



Aフルーツ(厚さ5mm)をCフルーツ(厚さ4mm)に切り替えることにより中しんの消費量を削減できるとともに約20%減容化。輸送効率があがり、省資源、省エネルギーにつながり、CO2排出量の削減にも寄与。

アルミ缶の重さの推移(350ml缶)

	(1973年)	(1985年)	(1994年)	(2011年)
径	209径缶	206径缶	204径缶	204径軽量缶
ふたの直径と重さ	69.8mm 5.3g	64.7mm 3.9g	62.25mm 3.1g	62.25mm 3.1g
胴体の直径と重さ	65.3mm 15.2g	65.3mm 14.7g	65.3mm 12.1g	65.3mm 11.5g
缶の重さ	20.5g	18.6g	15.2g	14.6g
29%軽量化				



3. リデュース製品の推奨に係る取組事例①

■減装(へらそう)ショッピング

・NPO法人ごみジャパンにより実施されている、同カテゴリーの商品の中で中身当たりの容器包装重量が軽い商品を「減装(へらそう)商品」として推奨する取組。

・環境省との連携のもと、平成24年2月に大垣市、平成25年2月には神戸市、本年は2月に名古屋において実施。



※減装商品の推奨方法

- ・小売店で販売されている商品について容器包装の重量測定を行い、「内容量1g当たりの容器包装量」を算出。
- ・カテゴリーごとに、中身当たりの容器包装が少ない「減装商品」を決定。
- ・売り場の減装商品に推奨POPなどをつけて購入を促す。



3. リデュース製品の推奨に係る取組事例②

■減装(へらそう)ショッピングによる削減の具体例



2011年7月より「新食感宣言直焼ロール」の包装を約31%軽量化。
以後、継続的に包装を約30%軽量化した製品を発売。
「減装(へらそう)商品」のロゴを表示し、啓発につなげている。



新食感宣言
直焼ロール
31%軽量化



ふんわり
テーブルロール
27%軽量化



ふんわり
テーブルロール チョコ
27%軽量化



ふんわり
テーブルロール パナナ
27%軽量化

4. 諸外国における商品製造段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況

■エコデザインと廃棄物の発生抑制(Ecodesign and prevention)に関する諸外国の取組

フランス

- 生産者責任組織であるエコアンバラージュ(及びアデルフ)は、容器包装のデザインとリサイクル可能性を最適化しようとする事業者を研修やツールで支援している。
- 要請に応じて、専門家を派遣して包装について診断し、専門的助言を行っている。
- 容器包装を利用した商品の環境影響を考える支援ツールとして、容器包装商品の環境影響を算出するソフトウェアが開発され、オンラインで入手可能となっている。これらの経費はすべて生産者責任組織が負担している。

ベルギー

- 家庭系容器包装について、生産者責任組織であるFost Plusが、企業に対して、容器包装のデザイン及びリサイクル可能性の最適化を支援するための広範なサービスを提供している。
- Fost Plusの生産者責任組織としての任務には、廃棄物発生抑制とリサイクルのためのデザインに関する広報や研修の実施が含まれている。

オランダ

- リサイクルを担う組織とは別に、エコデザインと廃棄物の発生抑制の推進のための研究所(持続可能な容器包装に係る知識研究所(KIDV))が2013年に設立され、活動を開始している。活動費は生産者が負担している。
- 2011年からは毎年、廃棄物の発生抑制分野でのイノベーションを表彰するコンテストが行われている。

5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置①

■制度の概要

○小売業事業者(指定容器包装利用事業者:各種商品小売業、飲食料品小売業等)

判断基準 (ガイドライン)

主務大臣が、容器包装の使用合理化に係る判断基準※を策定。

(※容器包装の使用原単位の低減目標の設定、目標を達成するための取組を計画的に行うこと、容器包装の使用合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進すること、消費者への情報提供、関係者との連携等)

○年間50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量(注)、容器包装の使用原単位(及びその変化状況)、使用合理化のために実施した取組等に関する報告を義務付け

(取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う)

勧告

判断基準に照らし取組が著しく不十分な場合、勧告

公表

勧告に従わない場合、公表

※使用原単位… $\frac{\text{容器包装利用量}}{\text{売上高等の容器包装の利用と密接な関係を持つ値(売上高、客数等)}}$

命令

公表後も勧告に従わない場合、審議会で意見を聞いた上で、命令

罰則

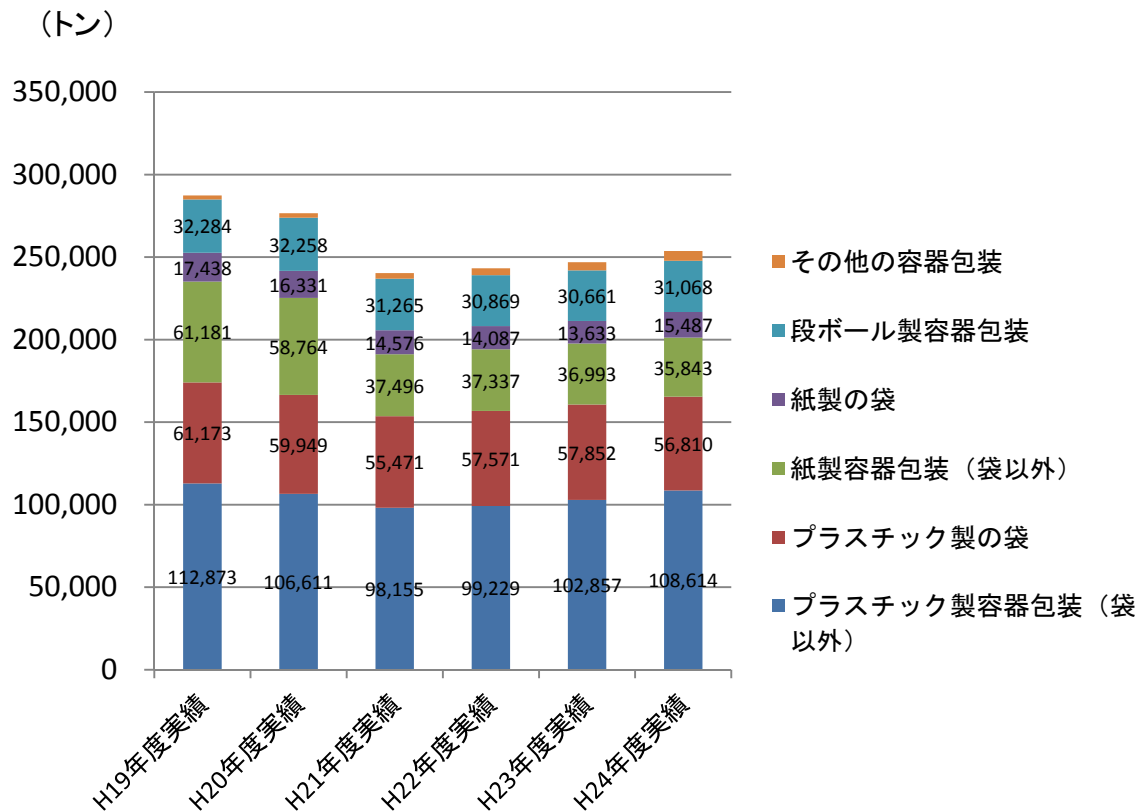
命令に従わない場合、50万円以下の罰金

(注) 自主回収されて一般廃棄物とならない量も含まれている。

5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置②

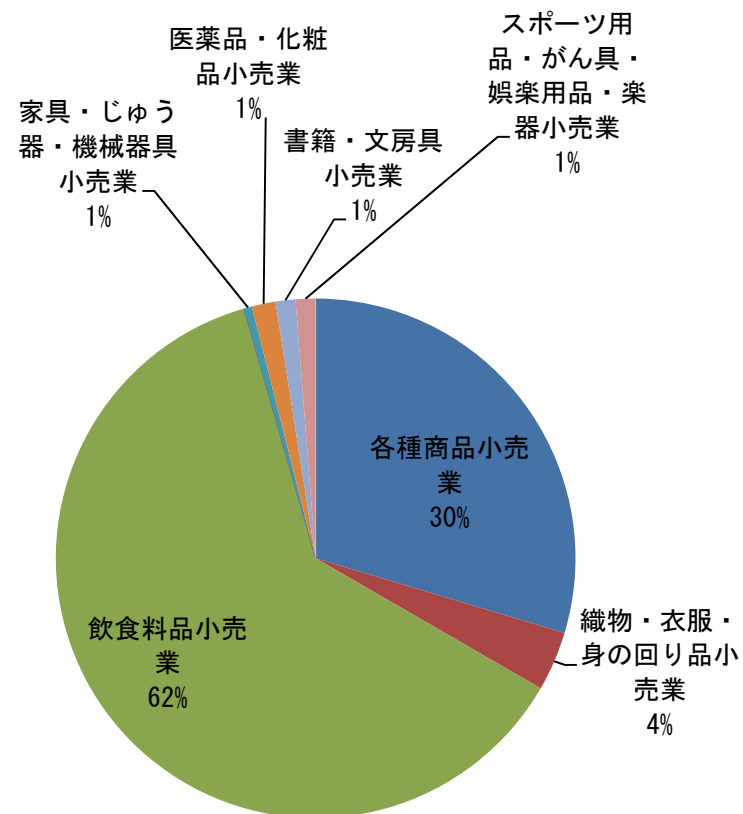
■ 定期報告の状況

使用量の推移(注)



年度	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度実績
総量	287,401	276,584	240,333	243,224	246,939	253,745

集計対象者数の業種別内訳



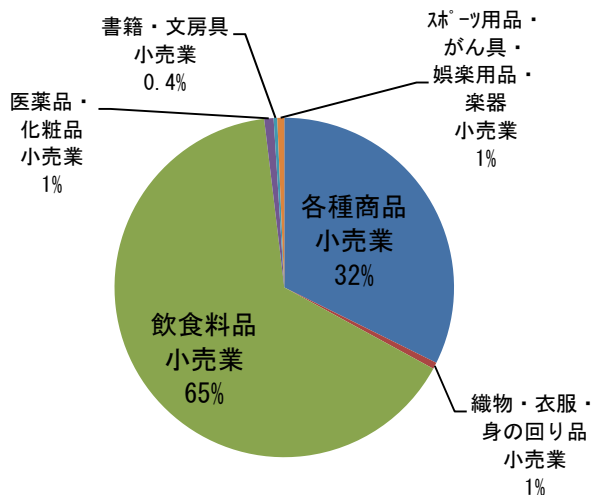
計405社

(注)6年継続提出事業者で原単位設定方法の変更がない等の継続比較が可能な事業者(計405事業者)の集計結果。以降の分析も同様。なお、定期報告提出事業者数は計761事業者であり、平成24年度実績は、使用総量が約41万トンであり、うちプラスチック製容器包装が約26万トン(うちプラスチック製の袋が約9万トン)、紙製容器包装が約9万トン(うち紙製の袋が約3万トン)、段ボール製容器包装が約5万トン、その他の容器包装が約0.6万トン。

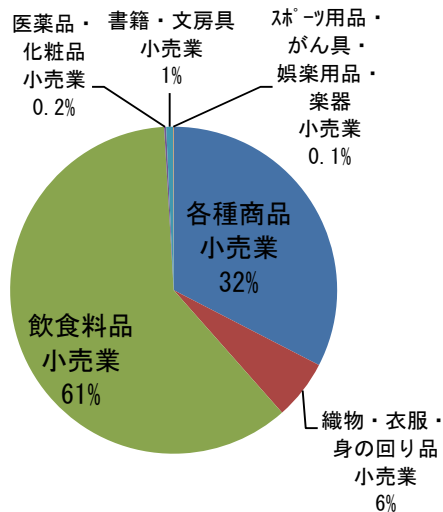
5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置③

■ 容器包装使用量の業種別内訳(平成24年度実績)

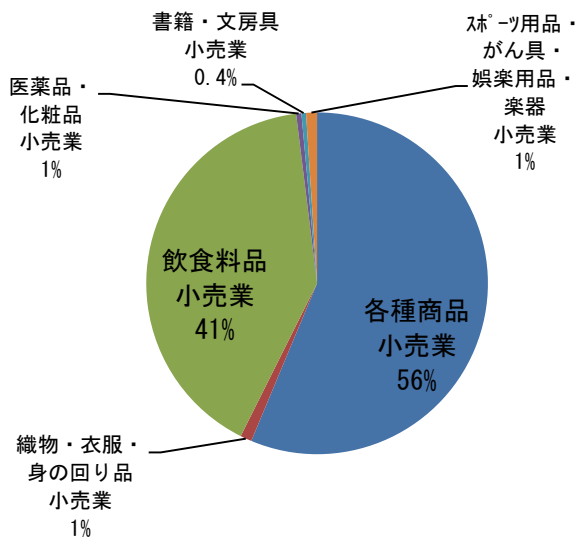
プラスチック製容器包装



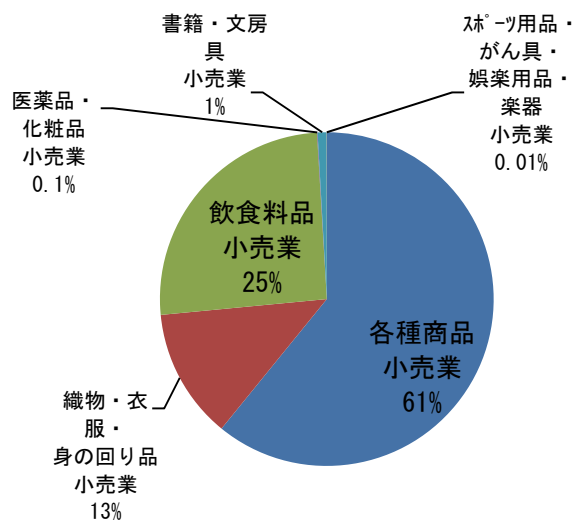
紙製容器包装



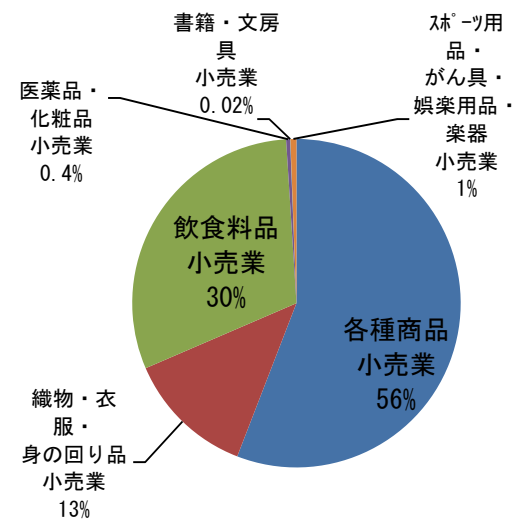
うち、プラスチック製の袋



うち、紙製の袋



段ボール製容器包装



5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置④

■具体的な取組の状況(平成24年度実績)

項目		分析対象者(405社)の 取組割合	全事業者(761社)の 取組割合
使用原単位低減目標の設定		367社(約90%)	683社(約90%)
自らの容器包装の過剰な使用の抑制のための取組		383社(約95%)	713社(約94%)
	薄肉化又は軽量化された容器包装の使用	270社(約67%)	417社(約55%)
	適切な寸法の容器包装の使用	242社(約60%)	387社(約51%)
	商品の量り売り	97社(約24%)	148社(約19%)
	簡易包装の推進	251社(約62%)	473社(約62%)
消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組		367社(約91%)	682社(約90%)
	容器包装の有償による提供	116社(約29%)	190社(約25%)
	景品等の提供(ポイント制の実施等)	122社(約30%)	176社(約23%)
	繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 (マイバック等の利用の促進)	175社(約43%)	266社(約35%)
	容器包装の使用についての消費者の意思の確認(声かけ)	232社(約57%)	439社(約58%)

(注)内訳は重複あり。

5. 容り法に基づく小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置⑤

■使用合理化の傾向

- 使用合理化の傾向について、景気変動等の影響を除くため、売上高等で使用量を除した値(原単位)の変化(対前年比)を平成19年度実績を100として5年平均(加重平均)で見ると、制度開始当初の平成19年度実績～平成23年度実績の5年間では、最も数量の多いプラスチック製容器包装(プラスチック製の袋を含む)では、織物・衣服・身の回り品小売業を除き全業種で100を下回っている。うち、プラスチック製の袋は、書籍・文房具小売業を除き全業種で100を下回っている。紙製容器包装については、全業種で100を下回っている。うち、紙袋については、飲食料品小売業を除き全業種で100を下回っている。段ボール製容器包装では、飲食料品小売業と医薬品・化粧品小売業において100を上回っている。
- 同様に平成20年度実績を100として平成20年度実績～平成24年度実績の直近5年間でみると、プラスチック製容器包装では、飲食料品小売業及び医薬品・化粧品小売業を除き全業種で100を下回っている。うち、プラスチック製の袋は、書籍・文房具小売業を除き全業種で100を下回っている。紙製容器包装については、引き続き全業種で100を下回っている。うち、紙袋については、医薬品・化粧品小売業を除き全業種で100を下回っている。

■平成19年度実績～平成23年度実績(5年平均原単位変化(加重平均))【平成19年度を100とした値】

	プラスチック製容器包装	プラスチック袋	紙製容器包装	紙袋	段ボール製容器包装
各種商品小売業	97.4	97.1	97.2	97.3	96.6
織物・衣服・身の回り品小売業	102.6	99.1	93.2	96.4	97.8
飲食料品小売業	98.0	96.5	93.2	104.3	111.0
医薬品・化粧品小売業	93.9	78.7	94.2	91.9	131.0
書籍・文房具小売業	98.8	101.4	91.4	88.8	96.6
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	97.0	96.7	85.8	62.2	96.0

■平成20年度実績～平成24年度実績(5年平均原単位変化(加重平均))【平成20年度を100とした値】

	プラスチック製容器包装	プラスチック袋	紙製容器包装	紙袋	段ボール製容器包装
各種商品小売業	99.5	98.6	98.3	99.0	97.2
織物・衣服・身の回り品小売業	98.7	89.5	99.1	96.6	99.2
飲食料品小売業	100.1	97.2	94.3	97.5	99.0
医薬品・化粧品小売業	106.0	86.6	94.8	102.2	106.8
書籍・文房具小売業	97.3	101.5	93.7	93.7	94.2
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	98.7	99.1	86.6	74.6	94.7

6. 小売業界における取組状況①

■百貨店業界(日本百貨店協会)の概要

○百貨店業界の概要(2012年)

①主な事業:百貨店業(衣食住にわたる多種類の商品・サービスを取り扱う大規模小売店舗)

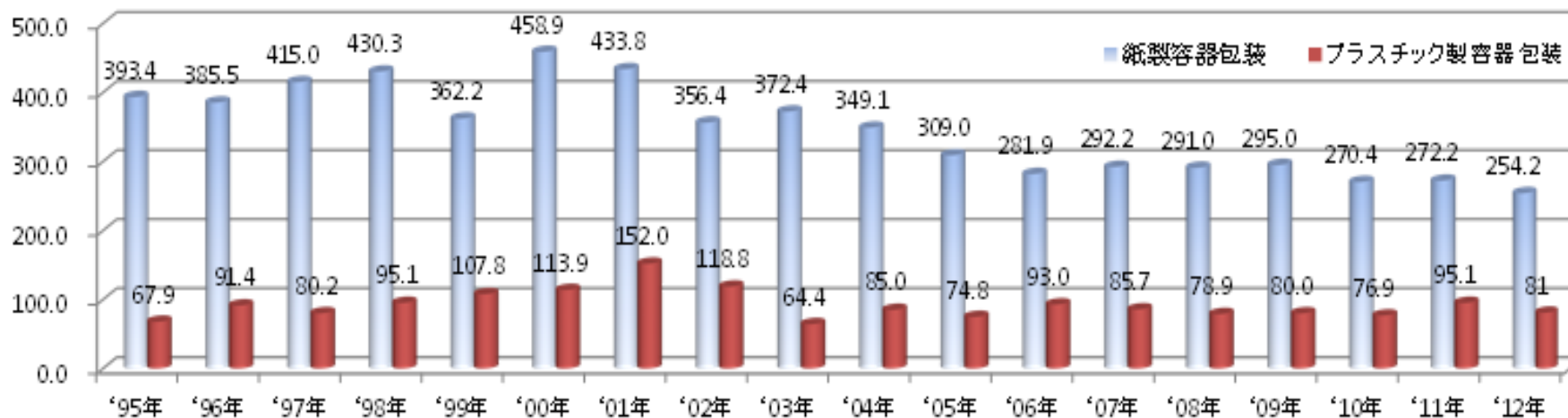
②業界全体に占めるカバー率

業界全体の規模※1		業界団体の規模※2	
店舗数	259店舗	団体加盟企業数	86社・249店舗
市場規模	年間売上高 66,389億円	団体企業売上規模	年間売上高 61,453億円

※1業界全体の規模は、2012年商業販売統計。※2業界団体の売上高に占める割合は92.6%

プラスチック製容器包装、紙製容器包装の原単位の推移

売上高当たりの使用重量(kg/億円)



6. 小売業界における取組状況②

■百貨店業界(日本百貨店協会)の取組状況

○日本百貨店協会の容器包装削減に向けた考え方

スマートラッピングの推進について

日本百貨店協会では、『百貨店の環境保全に関する自主行動計画』を踏まえ、包装の適正化、包装材使用量の削減に取組み、平成3年度より業界全体の使用量を把握し、包装紙においては平成3年度から平成23年度の20年間で80%削減している。

平成23年3月には、『百貨店の環境保全に関する自主行動計画』の数値目標を改定し、「すべての紙製容器包装の使用量の原単位(使用量/売上高)を業界全体で2000年(平成12年)を基準年とし『2020年(平成32年)には45%の削減』を目指すこととした。またプラスチック製容器包装の使用量についても紙製容器包装に準じて可能な限りの削減に努める』こととした。

具体的には、百貨店が一丸となって取り組む姿勢を明確にし、業界統一キャンペーン「スマートラッピング」(お客様に使い道にあった包装を選んでいただくこと)を通して、毎月5日を「スマートラッピングの日」として定め、ポスター・POP・お客様へのお声かけによりスマートラッピングによる容器包装削減を推進してきている。平成19年から毎年、業界統一バッグを全国の会員百貨店で販売し、お客様への定着・拡大を図っている。

今後も、更なるスマートラッピングのPR、マイバッグ等の利用の促進、対面販売の特性を生かした「お声かけ」等の徹底を図り、引き続き、「百貨店らしい削減」に取り組んでいくこととする。

1)スマートラッピングの周知・徹底

「贈答品はきちんと包む」・「ご自宅用品はシールのみ」・「まとめて入れる」といった、メリハリのある包装を、お客様が選択する「自ら考え・選択する」(スマートコンシューマー)のための呼びかけ。

2)業界統一「スマート・クールバッグ」・自社マイバッグの販売強化、統一ポスターによる「マイバッグ持参運動」の強化

3)「レジ袋ご不要カード」による更なる削減に向けた積極的な取組み



6. 小売業界における取組状況③

■大手スーパー業界（日本チェーンストア協会）の概要

○大手スーパー業界（日本チェーンストア協会）の概要（2012年）

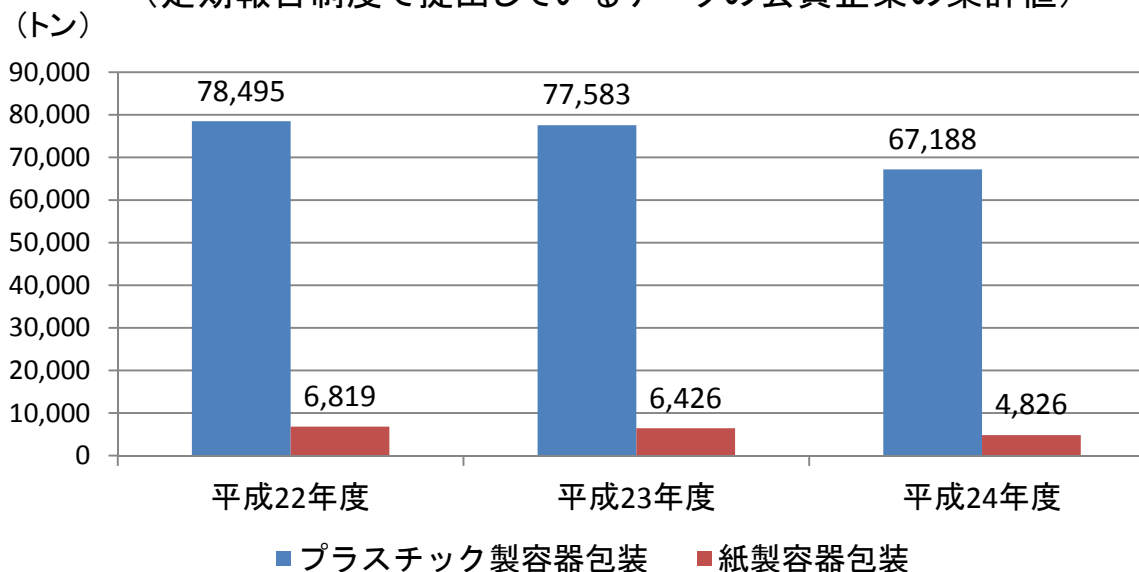
①主な事業：食品、衣料品、日用雑貨等を販売する総合小売業

②業界全体に占めるカバー率

国内における小売業規模※1		日本チェーンストア協会規模※2	
年間販売額	134兆5,717億円	年間販売額	12兆4,631億円
売場面積	1億5,110万㎡	売場面積	2,425万㎡

※1国内における小売業規模は、平成19年商業統計速報値。※2カバー率は、年間販売額ベースで9.5%。面積比ベースで16.0%。

会員企業におけるプラスチック製容器包装、紙製容器包装の使用量
（定期報告制度で提出しているデータの会員企業の集計値）



6. 小売業界における取組状況④

■大手スーパー業界(日本チェーンストア協会)の取組状況

○ばら売り・ノトレイ販売の取組み

会員企業の店舗においては、「包装適正化推進要綱」に基づきトレイの使用量の削減のため、野菜や惣菜のばら売りの展開を行っています。また、畜産売場等においてトレイを使用しない「ノトレイ」販売を始めている企業もあります。



左、中:店頭での野菜のばら売りの様子 右:ノトレイ商品の販売の様子

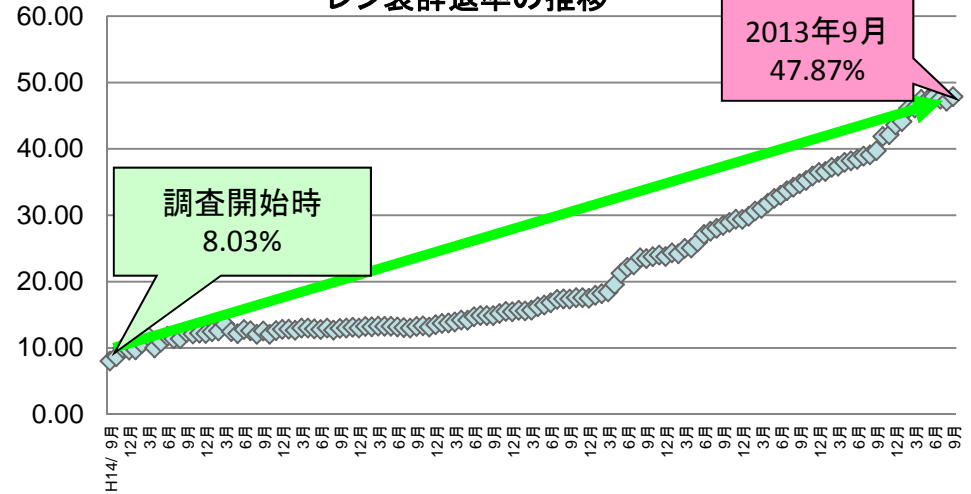
○レジ袋削減の推進

「マイバッグでお買い物～レジ袋一緒に減らしましょう～」キャンペーンを展開しています

- 2010年度末までにレジ袋辞退率30%とする目標を達成 (2013年9月現在→47.87%)
- まずは従業員からマイバッグ



レジ袋辞退率の推移



【レジ袋無料配布中止都道府県別実施店舗数】

2013年9月末時点 30社 2033店舗 (38都道府県)

◆北海道	101	店舗	◆新潟県	2	店舗	◆兵庫県	89	店舗
◆青森県	9	店舗	◆富山県	60	店舗	◆奈良県	2	店舗
◆岩手県	1	店舗	◆石川県	43	店舗	◆和歌山県	16	店舗
◆宮城県	59	店舗	◆福井県	13	店舗	◆鳥取県	13	店舗
◆山形県	23	店舗	◆山梨県	16	店舗	◆島根県	12	店舗
◆福島県	83	店舗	◆長野県	13	店舗	◆岡山県	3	店舗
◆茨城県	164	店舗	◆岐阜県	121	店舗	◆広島県	77	店舗
◆栃木県	18	店舗	◆静岡県	149	店舗	◆山口県	33	店舗
◆群馬県	11	店舗	◆愛知県	251	店舗	◆愛媛県	10	店舗
◆埼玉県	80	店舗	◆三重県	126	店舗	◆高知県	2	店舗
◆千葉県	25	店舗	◆滋賀県	90	店舗	◆熊本県	3	店舗
◆東京都	163	店舗	◆京都府	15	店舗	◆大分県	4	店舗
◆神奈川県	36	店舗	◆大阪府	7	店舗			

【レジ袋辞退時のキャッシュバック都道府県別実施店舗数】

2013年9月末時点 20社 1231店舗 (26都道府県)

◆岩手県	6	店舗	◆石川県	1	店舗	◆広島県	8	店舗
◆秋田県	6	店舗	◆長野県	20	店舗	◆徳島県	2	店舗
◆茨城県	16	店舗	◆静岡県	18	店舗	◆香川県	10	店舗
◆栃木県	63	店舗	◆愛知県	4	店舗	◆愛媛県	6	店舗
◆群馬県	86	店舗	◆京都府	18	店舗	◆高知県	2	店舗
◆埼玉県	213	店舗	◆大阪府	214	店舗	◆宮崎県	1	店舗
◆千葉県	99	店舗	◆兵庫県	98	店舗			
◆東京都	144	店舗	◆奈良県	60	店舗			
◆神奈川県	80	店舗	◆鳥取県	5	店舗			
◆新潟県	20	店舗	◆岡山県	31	店舗			

6. 小売業界における取組状況⑤

■コンビニエンスストア業界((一社)日本フランチャイズチェーン協会(JFA))の概要

○コンビニエンスストア(以下、CVS)業界の概要(2012年)

①主な事業: 飲食料品等を中心とした最寄品を扱う小規模小売業。コピー、FAXサービス、宅配便の受付やATM設置等のサービス分野が拡大。また、立地や営業時間等で利便性を提供。

②業界全体に占めるカバー率

CVS業界全体の規模※1		JFA加盟CVSの規模※2	
企業数	25チェーン	団体加盟企業数	21チェーン
市場規模	売上高 9兆3,830億円	団体企業売上規模	売上高 9兆2,779億円

※1業界全体の規模は、2012年度JFAフランチャイズチェーン統計調査。※2業界団体の売上高に占める割合は98.8%。

会員企業のレジ袋使用重量等

レジ袋使用重量一覧			
	店舗数	レジ袋総使用重量(トン)	1店舗当たりのレジ袋使用重量(kg)
2006年度	40,180	34,017	846.6
2007年度	40,420	31,761	785.8
2008年度	40,802	31,308	767.3
2009年度	41,484	29,254	705.2
2010年度	42,278	30,687	725.8
2011年度	43,340	31,508	727.0
2012年度	46,292	33,165	716.4

6. 小売業界における取組状況⑥

■コンビニエンスストア業界((一社)日本フランチャイズチェーン協会(JFA))の取組状況①

レジ袋削減への取り組み

～ JFA加盟CVS11社約50,000店舗にて実施 ～

コンビニエンスストア業界では、以下のような業態特性等を踏まえて有料化がなじまないと考え、有料化以外の方法でレジ袋の削減を進めている。

【理由】

①CVSの業態特性

主力商品が“すぐに食べたり飲んだりするもの”であり、お弁当・惣菜、フライヤー商材等は温かい状態で提供され、飲料・氷・アイスクリーム等は冷たい状態で提供される。購入後に持ち帰る際の品質管理や衛生面等の観点から、レジ袋等に入れた状態で提供することが求められるため、商品の一部(サービス)として対応している。

②お客様のニーズ

最寄り店であり、移動中や職場の近隣等での購入も多く、マイバッグを持参してのご来店は期待できない。また、平均客単価も少額(約600円)であり、レジ袋有料化はお客様の負担が大きい。

<具体的な取組内容>

①声かけの徹底

- ・少量点数をお買い求めのお客様へのシール対応でのお願いの実施。
- ・レジ精算の際、「レジ袋削減に、ご協力ください。」
「このままでよろしいですか。」等の声かけ運動の実施。

②適正サイズのレジ袋使用の徹底

- ・従業員に対して、その商品にあったサイズのレジ袋の使用を徹底。

③一般消費者への告知方法

- ・JFA統一ポスター(経済産業省・環境省後援名義借用)を全店舗に掲示し、お客様への啓発活動を実施。
※2012年3月よりポスターのデザインを変更。
- ・レジ袋に「節約呼びかけ」文言の印刷。
※協会統一文言:「レジ袋ご不要の方はお申し出ください。」
- ・レジ画面、店内放送等による簡易包装協力の呼びかけを実施。

<目標数値>

年度	目標値(2000年度比)	取組結果
2006年度	1店舗当たりの使用総重量を20%削減	19.7%
2007年度	1店舗当たりの使用総重量を24%削減	25.5%
2008年度	1店舗当たりの使用総重量を28%削減	27.2%
2009年度	1店舗当たりの使用総重量を32%削減	33.1%
2010年度	1店舗当たりの使用総重量を35%削減	31.1%

※2011年度より新目標数値にて取り組んでいる。

JFA統一目標

買い物1回当たりのレジ袋使用重量を2010年度に対して、2013年度までに10%削減。

※併せて、2010年度の目標未達成を踏まえ、従来目標である「1店舗当たりのレジ袋使用重量35%削減(2000年度比)」の進捗についても引き続き捕捉する。

【JFA統一ポスター】



<目標数値設定の理由>

レジ袋の削減は経済環境の影響が大きいことから、「環境と経済の両立」の観点から新たな目標数値を設定して更なるレジ袋の削減に取り組む。
新たな目標は、2013年度までに達成するものとし、「1店舗当たり」から「買い物1回当たり」に変更して来店客の増減の影響を受けない、純粋にレジ袋が削減されたことを把握できる目標とした。

6. 小売業界における取組状況⑦

■コンビニエンスストア業界((一社)日本フランチャイズチェーン協会(JFA))の取組状況②

レジ袋の削減はお客様の協力が必要不可欠であることから、国・自治体等と連携を図り取り組みを進めている。

福島県、千葉県、新潟県、和歌山県、兵庫県、滋賀県、岡山県、宮城県仙台市、神奈川県横浜市、兵庫県西宮市、大阪府東大津市、福岡県福岡市、東京都北区・江戸川区・武蔵野市・西多摩郡瑞穂町等と連携し取り組みを進めている。

・杉並区のレジ袋削減目標を達成(マイバッグ持参率60%)
 するため、杉並区と連携を図り「レジ袋ご不要カードの設置、
 マイバッグの販売」を実施。(2009年1月13日～6月30日)

《取組会社数・店舗数》※2008年11月末

・レジ袋ご不要カード設置(10社、185店舗)

・マイバックの販売(7社、164店舗)

【レジ袋ご不要カード】



・杉並区内のCVS全店舗にて少量点数お買い上げのお客様
 に対して、「杉並区作成のレジテープ(なみすけテープ)」を貼
 付することでレジ袋削減の取り組みを実施。(2009年12月1
 日～2010年6月30日)

《取組会社数・店舗数》※2009年12月末

・10社、192店舗

【レジテープ(なみすけテープ)】



【参考】レジ袋辞退率

※レジ袋辞退率:併用者の係数2%を加算した数値。

2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
23.5%	30.0%	32.0%	30.3%	28.9%	29.6%

・武蔵野市と連携を図りレジ袋の削減の取り組みを
 実施。(2009年9月1日～11月30日)

《取組会社数・店舗数》※2009年8月末

・8社、59店舗

《実施結果》

年月	レジ袋辞退率	年月	レジ袋辞退率
2009年 7月	32.0%	2009年11月	34.2%
8月	33.9%	12月	31.1%
9月	31.8%	2010年 1月	38.7%
10月	33.2%	合 計	33.5%

・武蔵野市の「店頭におけるレジ袋削減キャンペーン」
 に参加し、レジ袋の辞退を啓発するオリジナルのスタン
 ドポップをレジ周辺に掲示することで、お客様・従業員
 双方に意識づけを促す取り組みを実施。

・実施期日 2013年10月15日(火)～11月15日(金)

・実施店舗数 7社、約70店舗

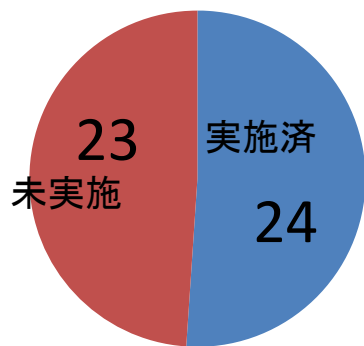
7. 自治体におけるレジ袋削減に係る取組状況①

※平成26年2月1日現在

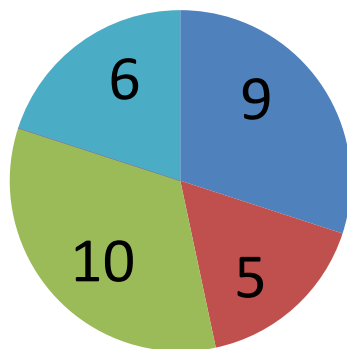
協定締結によるレジ袋
有料化実施状況

レジ袋有料化の取組への参加状況(都道府県)【件数】

都道府県



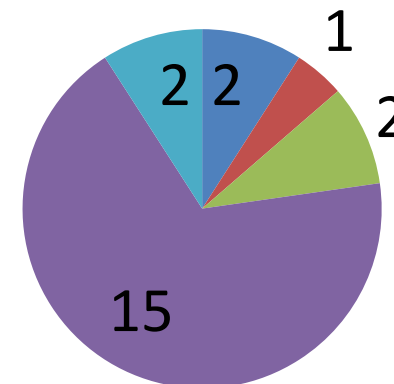
スーパーマーケット



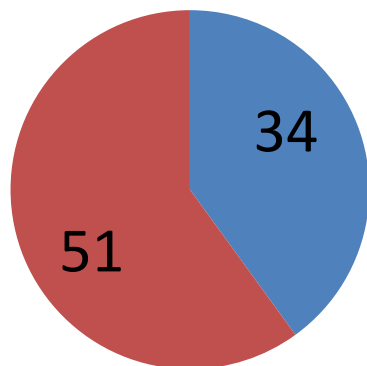
生協・大学生協・農協



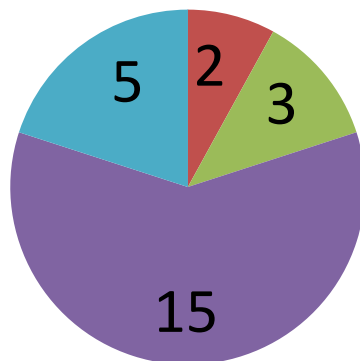
百貨店



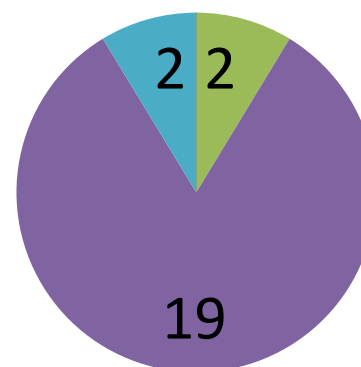
政令市・中核市・特別区



ドラッグストア



コンビニ



- 殆ど全部が参加
- 半数以上が参加
- 半数以下が参加
- 不参加
- 不明

(資料) 環境省資料

7. 自治体におけるレジ袋削減に係る取組状況②

■取組事例

○広域的な取組でレジ袋削減(南信州レジ袋削減推進協議会)

【概要】

- 平成20年7月に発足した「南信州レジ袋推進協議会」(構成員:事業者(スーパーや農協など)、消費者団体、行政)は、広域的な地域の取組でレジ袋削減を推進。
- レジ袋削減取組店制度を設けて、「レジ袋の辞退率を平成23年度までに80%以上」とする目標を掲げる。取組店は取組方法(廃止、有料化、辞退者への値引き)を登録し、辞退率を定期的に報告。レジ袋有料化による削減効果が大きいため、平成21年2月から登録店での有料化を一斉にスタート。レジ袋有料化に踏み切ることが困難な登録店では「辞退者への値引き」も認める柔軟な対応をした。
- 平成23年3月に辞退率92.2%となり、目標を達成。平成26年9月までの目標を95%以上に引き上げて引き続き取組を推進することとした。

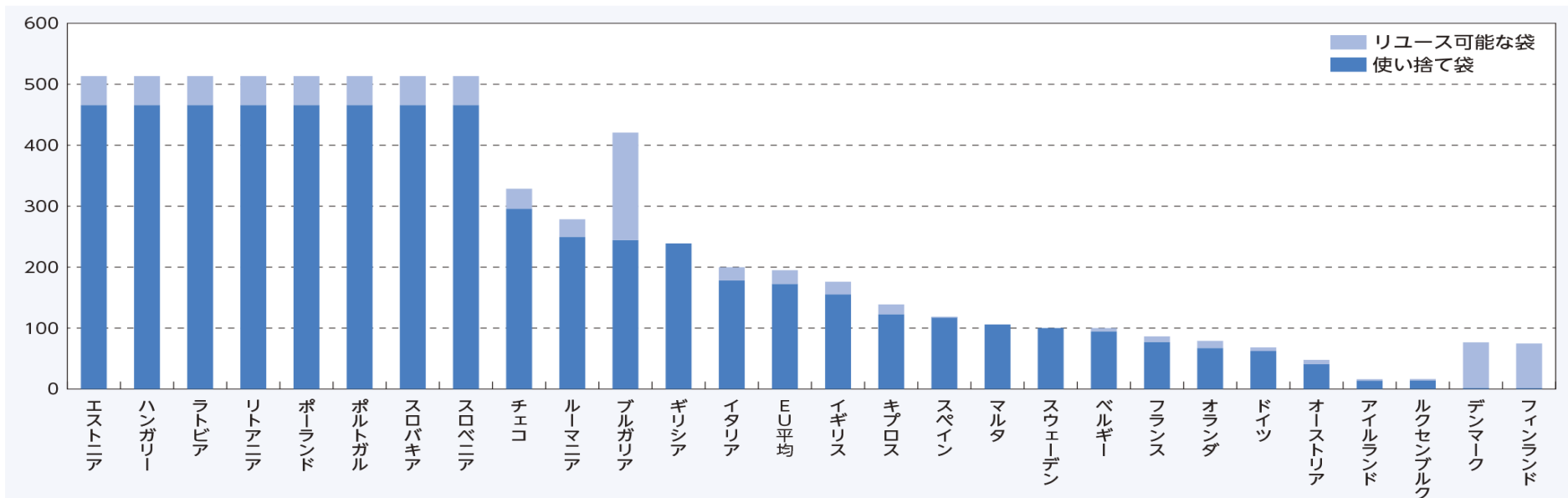
【実績】

- 取組店舗数145店(取組方法内訳は、レジ袋の廃止15店舗、レジ袋の有料化113店舗、レジ袋辞退者への値引きが17店舗)(平成24年1月時点)
- レジ袋辞退率(平均) 92.2%(平成25年3月実績)

8. 諸外国における小売段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況①

地域	EU
レジ袋使用量	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会資料では、使い捨てレジ袋176枚/人/年、リユース可能なレジ袋含めると198枚/人/年(2010年)。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は2013年11月4日にレジ袋の使用量の削減に関して、容器包装・容器包装廃棄物指令(94/62/EC)を改正する提案を発表。内容は加盟国に対してレジ袋の使用量の削減を求め、その手段として課金、削減目標、一定の条件の袋の禁止など、各国が適切な措置を選択できるというもの。 欧州議会環境委員会が提案を議論し、2014年3月に修正案を採択。修正案はレジ袋削減目標(2010年比、施行3年以内(2017年)50%以上削減、5年以内(2019年)80%以上削減)、レジ袋の原則有料化(無償提供廃止)、酸化型生分解性レジ袋(oxo-biodegradable)の段階的廃止等を盛り込んでいる。 修正案は、今後、欧州議会本会議で採決が行われた上で、欧州理事会と調整される予定。
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋の削減に先行的に取り組んでいる国々と同様の取組を実施すればEU全体でのレジ袋の使用量は80%相当削減できると期待されている。

EU加盟国における2010年もしくは直近年のレジ袋使用量(枚/人/年)



8. 諸外国における小売段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況②

地域	オランダ	ドイツ
レジ袋使用量	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会資料では、使い捨てレジ袋71枚/人/年、リユース可能なレジ袋含めると81枚/人/年(2010年)。 オランダの研究所(持続可能な容器包装に係る知識研究所(KIDV))によると、レジ袋及び青果用ポリ袋の総使用量は年間約2,500万kgで、260枚/人/年。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会資料では、使い捨てレジ袋64枚/人/年、リユース可能なレジ袋含めると71枚/人/年(2010年)。 ドイツ連邦環境庁は欧州委員会資料に基づき使い捨てレジ袋及びリユース可能なレジ袋の使用量を71枚/人/年と発表。
政府による取組	<ul style="list-style-type: none"> 政府によるレジ袋等の削減の規制等はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府によるレジ袋等の削減の規制等はない。
事業者による取組	<ul style="list-style-type: none"> 1990年代よりスーパーマーケット等の食品小売業者のレジ袋の有料化(25～30セント/枚)を実施。 政府と容器包装業界(生産者等)と自治体連合との間で、持続可能な容器包装利用に関する協定(2013年～2022年)を締結し、持続可能な容器包装素材利用や容器包装削減を推進。 協定の下、2013年末までにスーパーマーケット等での青果用のポリ袋を配布廃止予定。 2013年に一部地域の非食品系小売業者でレジ袋の有料化(10セント/枚)パイロットプロジェクト実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 1970年代の石油ショックを契機にスーパーマーケット等の食品小売業者がレジ袋の有料化を自主的に実施。価格は当初は約8ペニヒ(約4セント)であったが、近年は約10～15セント/枚程度であり任意に決定。 政府と食品小売業者との間でレジ袋に関する協定等はない。
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 食品小売業者のレジ袋有料化は20年近い取組であり定量的評価は行われていない。 使用量はEU市民平均(使い捨てレジ袋及びリユース可能なレジ袋198枚/人/年)より少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品小売業者のレジ袋有料化は20年近い取組であり定量的評価は行われていない。 使用量はEU市民平均(使い捨てレジ袋及びリユース可能なレジ袋198枚/人/年)より少ない。

8. 諸外国における小売段階で付す容器包装のリデュースに係る取組状況③

地域	フランス	ベルギー
レジ袋使用量	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会資料では、使い捨てレジ袋79枚/人/年、リユース可能なレジ袋含めると88枚/人/年(2010年)。 容器包装リサイクル制度の対象となる使い捨てのレジ袋の枚数は2011年に約8億枚(25枚/世帯、約13枚/人)である。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会資料では、使い捨てレジ袋97枚/人/年、リユース可能なレジ袋含めると98枚/人/年(2010年)。 小売業者団体(Comeos)が把握している無償提供の使い捨て袋は2011年に約1億枚(約138万kg)である。
政府による取組	<ul style="list-style-type: none"> 2010年採択法案により、使い捨ての非生分解性レジ袋への課税(10ユーロ/kg)予定。2014年1月開始予定が、遅れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年7月よりHDPE製の20μより薄いレジ袋(使い捨ての非生分解性レジ袋)を対象とした課税(3ユーロ/kg)を開始している。
事業者による取組	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護団体の要請を受け、2002年以降、小売業者団体(FCD)の食品小売業者中心に使い捨てレジ袋削減に取り組んでいる。 各小売業者が任意でリユース可能なレジ袋を販売している(厚さや素材に応じて3セント/枚程度から80セント/枚程度)。一部の小規模事業者は使い捨てレジ袋の無償提供と並行して実施し、消費者に選択させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年に地方政府、政府機関、Comeos(当時FEDIS)が協議し、Comeosが地方政府の環境大臣に対してレジ袋削減に関する自主協定を提出。 各小売業者は個別に取組を実施している。普及啓発、リユース可能なレジ袋の無償配布、レジ袋配布の原則中止、使い捨てレジ袋の有料化などである。食品小売業者がより積極的に取り組んでいる。
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル制度の対象となる使い捨てレジ袋の枚数は2002年は約100億枚であったが、2011年は約8億枚であり、9割以上削減している。 使用量はEU市民平均(使い捨てレジ袋及びリユース可能なレジ袋198枚/人/年)より少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> Comeosが把握している無償提供の使い捨てレジ袋の枚数は2003年時点で約9億枚であり、2011年には2003年比で8割以上の削減を達成している。 使用量はEU市民平均(使い捨てレジ袋及びリユース可能なレジ袋198枚/人/年)より少ない。²⁷

9. 国と事業者の協定等締結事例

■エコ・ファースト制度

- 「エコ・ファースト制度」は、環境大臣に対し、企業が地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの分野において、業界をリードするような取組を行うことを約束し認定を受ける制度。
- 平成20年の制度開始以来、現在までに40社が認定を受けている。
- 認定を受けると、「エコ・ファースト」マークの使用が可能となる。



【参考】

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申(平成18年2月22日)における自主協定関係部分(抄)

III 容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

(8)事業者における自主協定締結の推進 コーヒーショップ、ファストフード店等が、店内で使用するワンウェイ容器を徐々にリユース容器に切り替える等、発生抑制・再使用につながる自主的な取組が進んでいるが、このような飲食店における取組を含め、自主的な取組を加速させるためには、事業者と地方公共団体・国との自主協定の締結を促進することが有効である。

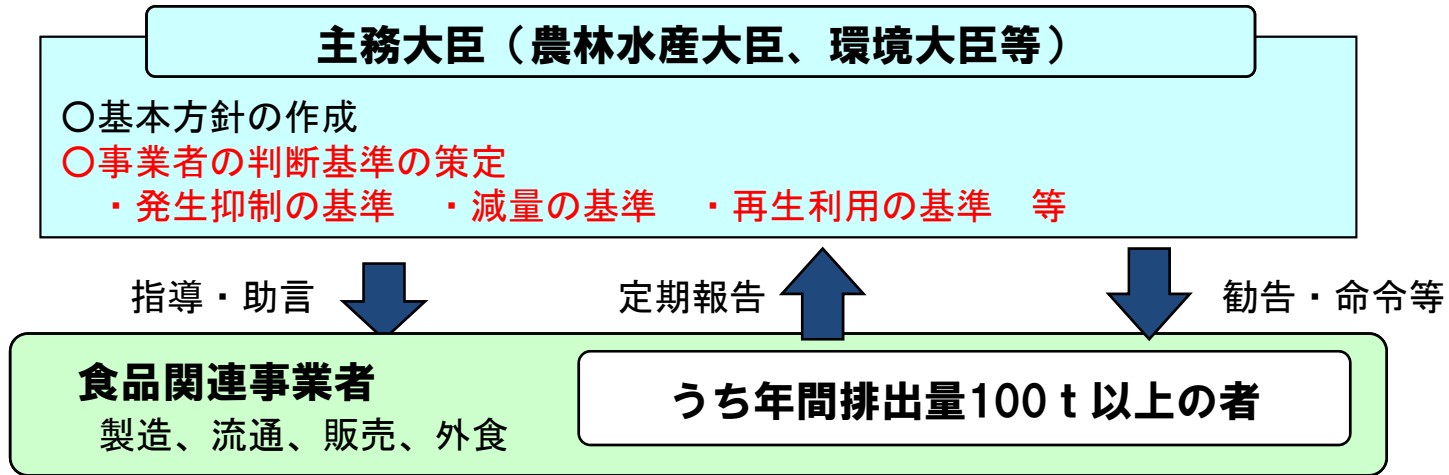
この場合、例えば、他への波及及び啓発の観点から、全国規模で展開しているコーヒーショップ、ファストフード店等との間の自主協定の締結が効果的であると考えられる。

これらの自主協定を締結する際には、その実効性を確保するため、定量的な取組の目標の設定、定期的な取組状況の確認等を行うことが望ましく、また、自主協定を締結した事業者の取組をPRするため、自主協定の内容や取組状況について地方公共団体や国が積極的に広報を行うことが必要である。

10. 容器包装リサイクル法と食品リサイクル法の発生抑制措置の比較

	容器包装リサイクル法	食品リサイクル法
制定目的	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、<u>一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、<u>食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進。</u>
事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の利用・製造等事業者に対し、市町村が分別収集した容器包装廃棄物(分別基準適合物)の再商品化を義務付け。 ・容器包装の利用事業者のうち、過剰包装の抑制や容器包装の選択、販売方法の工夫など容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要と考えられる業種(小売業)の事業者に対して、取り組むべき事項を判断の基準として定めるとともに、定期の報告を義務付け。必要に応じ、主務大臣が指導・助言等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者に対し、判断の基準に従った、具体的な再生利用等の実施を求めることで、食品廃棄物のリサイクルを促進。 ・食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品循環資源の再生利用等の状況等に関し定期の報告を義務付け。必要に応じ、主務大臣が指導・助言等。
判断基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の削減効果は、取扱商品の種類や業態によって異なり一律の評価が困難であることに加え、再商品化費用の負担という事業者負担が使用合理化のインセンティブとなっており、一律の目標は定めず事業者の自主性を尊重することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の中で、個々の事業者に対する再生利用等実施率及び発生抑制の目標値を設定。

11. 食品リサイクル法における制度(判断基準関係)



- 判断基準に定める個々の事業者の目標値
 - ・個々の食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、事業者ごとに設定されるその年度の基準実施率(下記)を上回ることをとする。

※基準実施率＝前年度の基準実施率
＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率の区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

§ 19年度の基準実施率が20%未満の場合は、20%として計算する。

- 定期報告結果の公表
 - ・定期報告結果については、毎年度、業種別に公表。
 - ・また、定期報告の内容の一部を公表することに同意のあった事業者についても、リスト化して毎年度公表。

- 発生抑制の目標
 - ・定期報告等のデータを用いて、「食品廃棄物等の発生量」と「密接な関係をもつ値(売上高、製造数量等)」の間に相関係数0.7以上の相関がある業種について、7割程度の事業者が既に達成している値について目標を設定。
 - ・先進的な企業の実績をベースとした高い目標値よりも、多くの事業者が取り組めるよう、しばらくの間は、発生抑制の実施が著しく低い事業者を底上げすることで業種全体の発生抑制に取り組むという考え方のもと、を目標値として設定。

$$\text{発生抑制の目標値} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高・製造数量等}^*}$$

※分母は、業種・業態ごとに異なる。

・平成26年4月より、計26業種について設定されている。

(例)

業種	発生抑制の目標値
パン製造業	194kg/百万円
各種食料品小売業	65.5kg/百万円
コンビニエンスストア	44.1kg/百万円

12. 3R行動見える化ツール

⇒ 3Rに資する個々の行動(「3R行動」)が環境負荷を削減する効果を数値化して表すもの

メリット

- 消費者が、なんとなく環境にいいだろうということで実践してきた3R行動の環境負荷削減効果が、数値でわかる。
- 企業の取組の環境への貢献を、数値でPRできる。

※計算可能な環境負荷削減効果は4つ

3R行動項目(例)	商品名	事業者の行動量	天然資源投入量削減(L)	廃棄物発生量削減(kg)	最終処分量削減(kg)	CO2削減(kg-co2)
減量容器への置換	軽量ペットボトル(500ml)の清涼飲料水	1000本	原油 8.19	9.00	0.50	35.38
リターナブル容器の利用	ビール瓶(500ml)1本購入当たり	500本	3.74	9.35	1.84	33.50
食品トレー無し販売	食品トレー⇒ポリ袋(肉100g相当)	1000個	3.70	3.11	0.17	19.08
レジ袋辞退	レジ袋(Lサイズ)	2000回	原油 6.46	13.6	0.76	65.58
ペットボトルの回収・リサイクル	ペットボトル(500ml、33g)	10kg	原油 6.70	—	0.40	32.30

13. 容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)制度①

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。

◎環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を行っているオピニオンリーダー

- ・第1期 全国で活躍している著名人等 12名
- ・第2～6期 地域で活動 89名 計101名

◎容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座など、全国各地で普及啓発活動を実施

◎普及啓発用小冊子「まなびあいブック」の活用



3R推進マイスターに出務依頼できる者は、地方自治体などの営利を目的としない、容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウムなどを開催する団体。また、参加者から実費負担以外の金銭を求めていないことが条件。

13. 容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)制度②

- ・任意で報告のあった3R推進マイスターの活動実績件数は平成25年度では164件。
- ・主な活動内容としては、シンポジウム等における講演、大学や生涯学習センターでの講義、町内会での実演指導、新聞等の紙面の執筆等がある。

活動実績(例)

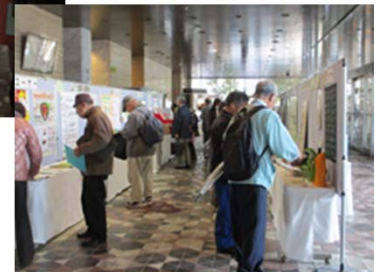
行事名	活動内容	テーマ	主催 (依頼元)	会場
県内こどもエコクラブ サポーターズサミット	コーディネーター	子ども達の環境活動支援の在り方を 各立場から討議	県環境 カウンセラー協会	市環境ミュージアム
県環境学習アドバイザー	講座・ワークショップ	ごみ問題から環境について考えて みよう	県生涯大学校	県生涯大学校
生協環境啓発イベント	企画・運営	生協ふれあいまつりブース 「容器包装削減」	県民生協	県産業会館
NPOグリーンコンシューマー 環境教育事業 「環境学習」&「紙すき体験」	講演・実演指導	「3Rを学ぼう、実践しよう」	町内会	地域公民館
新聞寄稿	新聞寄稿	3Rに取り組もう	地域新聞社	—

14. 地域においてリデュースに関して関係主体が連携・協働して取り組む事例

○レジ袋削減の取組から容器包装簡素化運動へ(北海道・札幌市)

【概要】

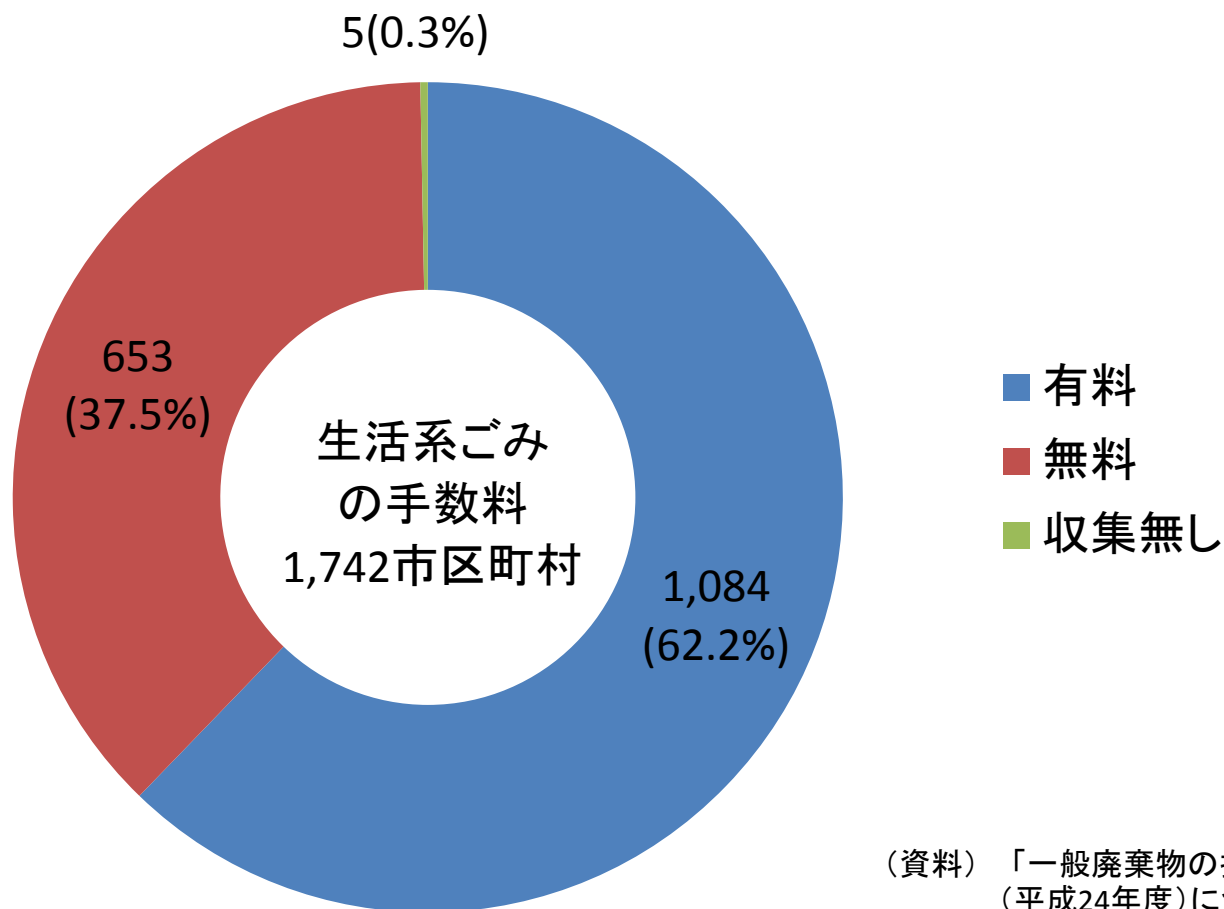
- 平成20年にこれまで行っていたマイバッグキャンペーンから有料化へと取組を転換。事業者、市民団体、行政の三者協定を軸に進め、札幌市は三者協定を締結している店舗と毎年情報交換会を開催し、取組状況や課題について意見交換。マイバッグ持参率は平成22年3月には87%に達する。
- 平成20年に、札幌市の市民団体を含む北海道全域の市民団体、事業者、国・地方自治体が「北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会」を設立し、道内での有料化を推進。
- 連絡会は、道内での141市町村でレジ袋有料化を実施し、一定の成果を上げたとして平成21年6月には「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に発展的改組。簡素化のアンケート調査や学習、シンポジウムを行うとともに、メーカーにおける簡素化の取組を紹介、表彰するなどの情報発信等を行っている。



15. ごみの収集手数料の状況

■ごみ収集手数料の有料化の状況(粗大ごみを除く)

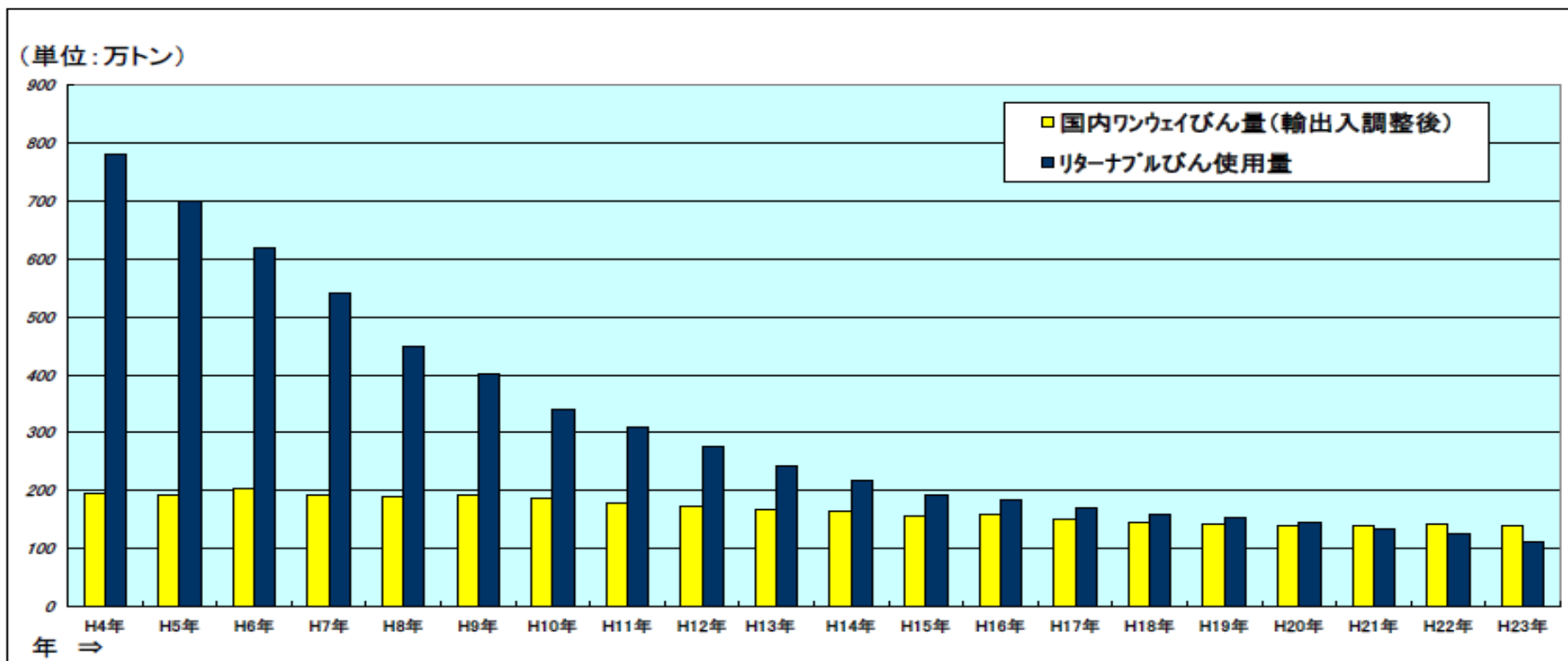
ごみ収集について、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては、62.2%(1,084市区町村)(23年度62.1%(1,082市区町村))である。(粗大ごみを除いた場合)



(資料) 「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成24年度)について」(環境省)

【リユースの推進について】

1. リユース(リターナブル)・ワンウェイびん使用量推移



	単位~万トン																			
	H4年 (1992)	H5年 (1993)	H6年 (1994)	H7年 (1995)	H8年 (1996)	H9年 (1997)	H10年 (1998)	H11年 (1999)	H12年 (2000)	H13年 (2001)	H14年 (2002)	H15年 (2003)	H16年 (2004)	H17年 (2005)	H18年 (2006)	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)
国内ワンウェイびん量(輸出入調整後)	195	192	203	193	191	192	188	178	173	168	166	156	158	151	146	141	139	140	143	140
リターナブルびん使用量	780	700	620	540	450	400	340	310	275	243	218	192	183	170	159	153	144	133	125	112
リターナブル比率~%	80.0	78.5	75.3	73.7	70.2	67.6	64.4	63.5	61.4	59.1	56.8	55.2	53.7	53.0	52.1	52.0	50.9	48.7	46.6	44.4

(資料) 「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」第1回資料(環境省)より作成

2. リユースびん利用促進に係る取組事例

○協議会立上げによるリユースびんの利用促進(福島県容器リユース推進協議会)

- 平成23年に学識者、酒造組合、酒販卸、小売組合、市民などが「郡山市容器リユース推進協議会」を作り、現状リサイクルされているR720ml酒びんをリユースルートに乗せるシステムの構築促進に取り組む。
- 平成24年度には実証事業を行い、蔵元にR720mlの利用をお願いし、消費者が商品を購入する時の選択の幅を広げ、また、びんの回収量を増やすために自治体が分別収集したびんからリユースびんの選別や、酒販店での拠点回収等を行う「郡山モデル」を作り、ポスターや新聞で広報して消費者の協力を呼びかけた。結果、福島県には蔵元が65社存在するが、R720mlを利用する蔵元が50%を超えた。
- 平成24年には「福島県容器リユース推進協議会」に改称し、県全域でリユースびんの取組を行っている。

○リユースびんで環境保全とまちおこし(NPO団体World Seed、奈良県奈良市、生駒市)

- NPO団体World Seedは、平成24年に奈良県特産の大和茶(やまとちゃ)を使った「と、わ(To WA)」を開発し、奈良市や生駒市などの公共施設や観光施設と連携し、リユースびんの地域循環システムを構築。継続的かつ成長性のあるリユースびんの地域循環を展開する目的で、販売ターゲット(公共施設・観光施設等)の選定、県特産品の大和茶の利用、リユースびんデザインのコンペと展覧会の実施等、あらゆる機会を普及・啓発の場とし、普及前から連携を促進。
- 自治体など公共施設では「ごみが出ない、環境負荷が小さい」など、リユースびんの環境保全上の優位性を、また観光施設では「地産地消、街の環境保全」などをアピールし、販路の拡大を図っている。また、関係省庁や地元まちづくり団体と連携し、まちづくりの観点を含めた取組を発信すべくシンポジウム、PRイベント等を企画・実施している。
- 実績として、平成24年11月からの1年間で、出荷数17,000本に対し、回収率は約96%となっている。

○店舗・びん商と連携したリユースびんの拠点回収(京都府京都市)

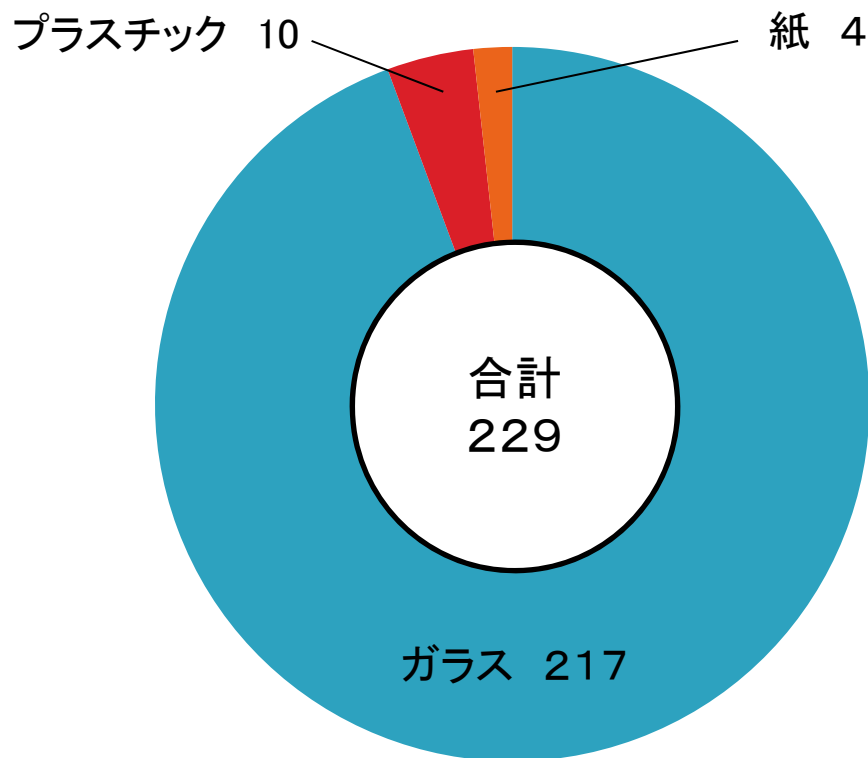
- 京都市では、ごみの発生を抑制し、リサイクルより環境負荷の小さいリユースびんの利用促進を目指し、平成16年6月から「拠点回収ボックス」の設置を開始。
- 商業施設や行政施設に「拠点回収ボックス」を設置し、一升びん、ビールびんを中心にリユースを行っている。回収は、びん商が市の委託を受け定期的に行っている。

3. 自主回収認定の状況

【自主回収認定制度】

- 利用または製造等した容器包装を自らまたは他の者に委託して回収する特定事業者は、主務大臣に申し出て、その容器包装の回収方法が主務大臣が定める回収率（おおむね90%）を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。
- 認定を受けた容器包装については、再商品化義務が免除される。

認定事業者数(社)	70
-----------	----



素材別件数

＜素材毎の用途の例＞

ガラス

- 牛乳用びん
- 炭酸飲料用びん
- 清涼飲料用びん
- 清酒用びん
- ビール用びん 等

プラスチック

- ガラスびん用キャップ
- 鶏卵パック 等

紙

- 鶏卵パック 等

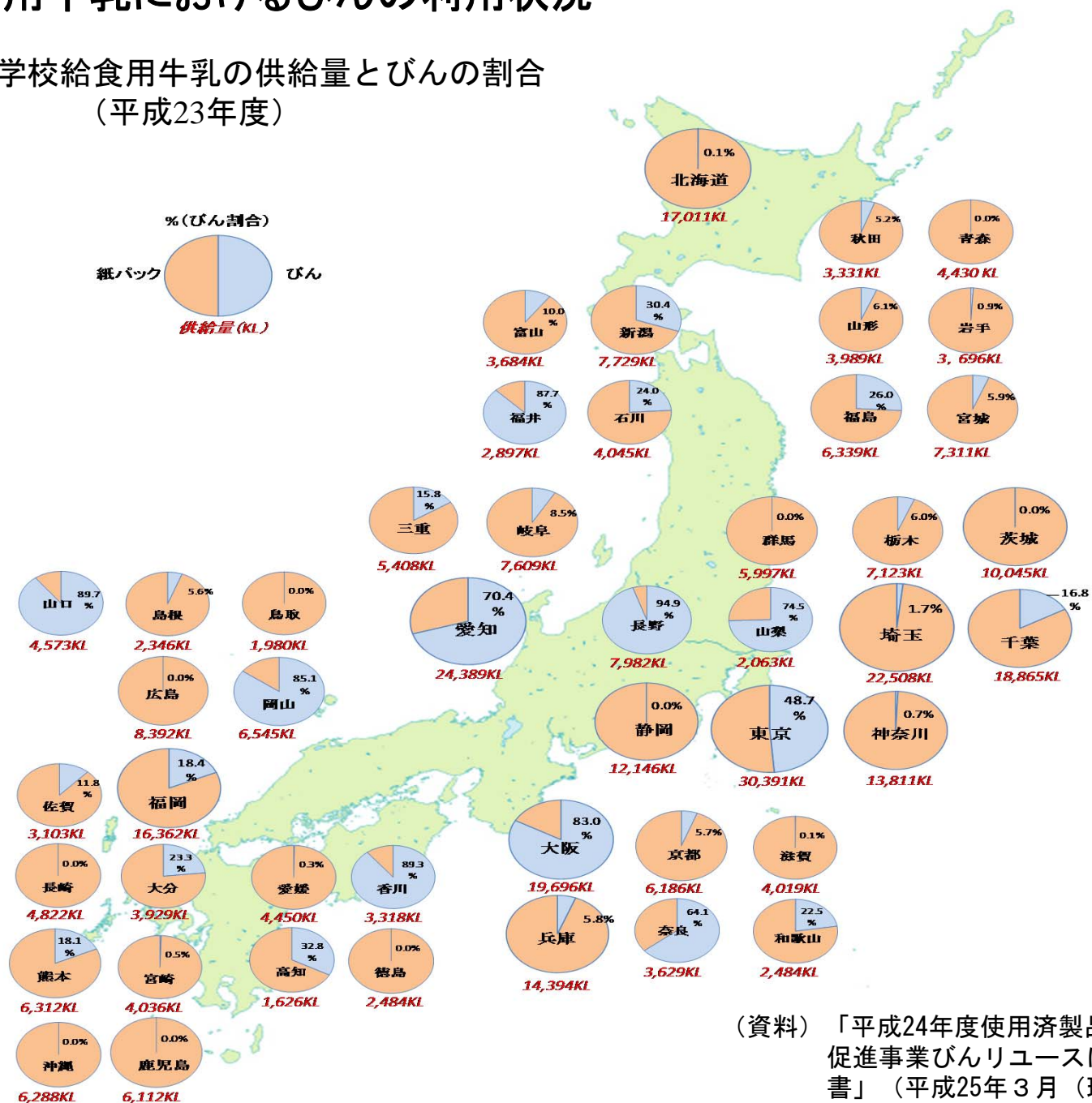
※平成26年4月末時点

4. グリーン購入法基本方針(リユース容器関係部分)

- グリーン購入法は国等の公的機関が率先して環境負荷の低減につながる製品・サービスの調達を推進し、また、これに関する適切な情報提供の促進を通して、需要の転換を図り循環型社会形成につなげることを目標としている。
- 基本方針の見直しとして、平成25年2月閣議決定において、
品目「**食堂**」の配慮事項に「**修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。**」「**再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。**」
同様に「**小売業務**」の配慮事項にも「**再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること**」を追加。
- 平成26年2月閣議決定において、
品目「**会議運営**」が追加され、配慮事項に「**飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。**」が盛り込まれた。

5. 学校給食用牛乳におけるびんの利用状況

都道府県別学校給食用牛乳の供給量とびんの割合
(平成23年度)



(資料) 「平成24年度使用済製品等のリユース促進事業びんリユースに関する報告書」(平成25年3月(環境省))

6. イベント等におけるリユース食器等の導入促進事例

○リユースカップ導入の手引き・リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル(環境省)

- 環境省において、イベント等におけるリユース食器の活用促進のため、「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」(平成19年)等を策定・公表している。

○ヨコハマ版リユース食器導入の手引き(ヨコハマR委員会)

- 市民・事業者・行政の3者で構成する、リデュースを推進していくために、取組の実現に向けた支援等を行う委員会であるヨコハマR委員会が、平成25年3月に「ヨコハマ版リユース食器導入の手引き」を作成。
- 区民まつりやイベントでのリユース食器導入の検討をする際に必要な情報を集めたものであり、今後、まだリユース食器を導入していない区民まつりをはじめとしたイベント主催者に、導入を働きかけていく際などに活用していくこととしている。



○全国への普及拡大と地元での仕組みづくり(NPO法人スペースふう)

- 平成14年にどんぶり3,000食分のほうとうがふるまわれる「甲州増穂まつり(現・甲州富士川まつり)」において、大量に廃棄される使い捨て食器の削減を目指し、リユース食器の貸出事業を開始。平成15年度の本格稼働後の貸出は全国に及び、平成20年度には貸出個数が100万個を突破。
- 現在、拠点を置く山梨県富士川町内で、町や町内団体と連携してリユース食器を使う仕組みづくりを進めることにより、一層の普及を図っている。具体的には、町内イベントでリユース食器を利用する場合、町が費用の半額を補助するとともに、スペースふうが町内割引を実施し、さらに多種多様な町内団体が協賛金を提供するため、町内では実質無料でリユース食器の貸出ができるようになっている。